

事 業 報 告 書
(自 令和5年5月1日 至 令和6年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 杏 会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市中町1番22号3階
- (3) 設立認可年月日 平成10年3月12日
- (4) 設立登記年月日 平成10年3月20日

2 事業の概要

(1) 本来業務

(種 類)	(施設の名称)	(開設場所)	(許可病床数)
診療所	杏クリニック 医院	長崎市中町1番 22号3階	な し

(2) 附帯業務

な し

(3) 収益業務

な し

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和5年6月24日 令和4年度決算の決定

様式 3 - 4

法人名 医療法人 杏 会

※医療法人整理番号

所在地 長崎市中町1番22号3階

貸 借 対 照 表
(令和6年 4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	13,665	I 流 動 負 債	1,259
II 固 定 資 産	50,278	II 固 定 負 債	49,677
1 有 形 固 定 資 産	41,456	負 債 合 計	50,936
2 無 形 固 定 資 産	73	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	8,749	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	3,007
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	13,007
資 産 合 計	63,943	負 債 ・ 純 資 産 合 計	63,943

法人名医療法人 杏 会

※医療法人整理番号

所在地長崎市中町1番22号3階

損 益 計 算 書
(自 令和5年 5月 1日 至 令和6年 4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	40,123
2 事業費用	43,801
本来業務事業損失	△ 3,678
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	△ 3,678
II 事業外収益	865
III 事業外費用	335
経常損失	△ 3,148
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純損失	△ 3,148
法人税等	71
当期純損失	△ 3,219

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 杏 会

※医療法人整理番号

所在地 長崎市中町 1 番 2 2 号 3 階

財 産 目 録
(令和 6 年 4 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	63,943 千円
2. 負 債 額	50,936 千円
3. 純 資 産 額	13,007 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	13,665
B 固 定 資 産	50,278
C 資 産 合 計 (A + B)	63,943
D 負 債 合 計	50,936
E 純 資 産 (C - D)	13,007

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 杏 会

理事長 達 木 美 保 殿

私は、医療法人 杏会の令和5会計年度（令和5年5月1日から令和6年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は、認められません。

令和6年 6月22日

医療法人 杏 会

監 事 福田 由恵